

## 滝沢市地域包括支援センター運営業務受託候補者選定要領

(令和2年7月15日市長決裁)

### (趣旨)

第1 この要領は、滝沢市地域包括支援センター運営業務受託法人の審査に当たり、公募に応じ申請のあった法人(以下「申請者」という。)の中から受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### (審査の基準)

第2 審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務の安定性及び継続性が確保されること。
- (2) 業務の提案内容に的確性及び実現性があること。
- (3) 業務が適切に管理される体制があること。
- (4) その他の評価できる要素があること。

### (審査の方法)

第3 審査は、第2に規定する基準に基づき滝沢市地域包括支援センター運営業務受託候補者選定評価表(以下「評価表」という。)に掲げる各評価項目について、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより、各委員が各項目0点から4点までの5段階で採点を行い、さらに、採点結果にあらかじめ定める掛け率を乗じて、評価点を算出するものとする。

2 評価表は、別紙のとおりとする。

### (選定の方法)

第4 第3の審査の結果から、評価点の総合計が最も高い申請者を受託候補者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、受託候補者とししないものとする。また、受託候補者が辞退その他の理由により契約できない場合、次点者を受託候補者とする。

- (1) 評価点が満点の100分の50に満たない場合
- (2) 全ての委員が同一評価項目に0点を付した場合

### (評価表の公表)

第5 評価表は、あらかじめ公表するものとする。

### (選定結果等の公表)

第6 選定結果は、申請者全員に通知し、選定理由を公表する。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

### (庶務)

第7 選定に関する庶務は、滝沢市健康福祉部地域包括支援センターにおいて処理する。